

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																								
（報酬） 第１条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。 ２ 別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は、市長が任命権者と協議して決定するものとする。 ３ 別表に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては３００，０００円、月額報酬にあつては２５０，０００円、日額報酬にあつては１０，０００円、時間額報酬にあつては３，０００円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては４００，０００円、月額報酬にあつては６００，０００円、日額報酬にあつては３０，０００円）を超えない範囲内で、規則で定める。 別表（第１条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td colspan="2">教育委員会委員から民生委員推薦会委員まで（略）</td></tr> <tr> <td>国民健康栄養調査員</td><td>日額 <u>9,730円</u></td></tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>老人ホーム入所判定委員会委員</td><td>日額 5,000円</td></tr> <tr> <td>障害者施策推進協議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>措置診察指定医</td><td>1回につき <u>13,631円</u></td></tr> <tr> <td>精神科病院実地指導審査医</td><td>日額 <u>24,319円</u></td></tr> <tr> <td>精神保健福祉審議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>精神医療審査会委員</td><td>日額 <u>14,700円</u></td></tr> </table>	区分	報酬の額	教育委員会委員から民生委員推薦会委員まで（略）		国民健康栄養調査員	日額 <u>9,730円</u>	国民健康保険運営協議会委員	日額 10,000円	老人ホーム入所判定委員会委員	日額 5,000円	障害者施策推進協議会委員	日額 10,000円	措置診察指定医	1回につき <u>13,631円</u>	精神科病院実地指導審査医	日額 <u>24,319円</u>	精神保健福祉審議会委員	日額 10,000円	精神医療審査会委員	日額 <u>14,700円</u>	（報酬） 第１条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。 ２ 別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は、市長が任命権者と協議して決定するものとする。 ３ 別表に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては３００，０００円、月額報酬にあつては２５０，０００円、日額報酬にあつては１０，０００円、時間額報酬にあつては３，０００円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては４００，０００円、月額報酬にあつては６００，０００円、日額報酬にあつては３０，０００円）を超えない範囲内で、規則で定める。 別表（第１条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td colspan="2">教育委員会委員から民生委員推薦会委員まで（略）</td></tr> <tr> <td>国民健康栄養調査員</td><td>日額 <u>9,210円</u></td></tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>老人ホーム入所判定委員会委員</td><td>日額 5,000円</td></tr> <tr> <td>障害者施策推進協議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>措置診察指定医</td><td>1回につき <u>13,594円</u></td></tr> <tr> <td>精神科病院実地指導審査医</td><td>日額 <u>24,251円</u></td></tr> <tr> <td>精神保健福祉審議会委員</td><td>日額 10,000円</td></tr> <tr> <td>精神医療審査会委員</td><td>日額 <u>10,500円</u></td></tr> </table>	区分	報酬の額	教育委員会委員から民生委員推薦会委員まで（略）		国民健康栄養調査員	日額 <u>9,210円</u>	国民健康保険運営協議会委員	日額 10,000円	老人ホーム入所判定委員会委員	日額 5,000円	障害者施策推進協議会委員	日額 10,000円	措置診察指定医	1回につき <u>13,594円</u>	精神科病院実地指導審査医	日額 <u>24,251円</u>	精神保健福祉審議会委員	日額 10,000円	精神医療審査会委員	日額 <u>10,500円</u>
区分	報酬の額																																								
教育委員会委員から民生委員推薦会委員まで（略）																																									
国民健康栄養調査員	日額 <u>9,730円</u>																																								
国民健康保険運営協議会委員	日額 10,000円																																								
老人ホーム入所判定委員会委員	日額 5,000円																																								
障害者施策推進協議会委員	日額 10,000円																																								
措置診察指定医	1回につき <u>13,631円</u>																																								
精神科病院実地指導審査医	日額 <u>24,319円</u>																																								
精神保健福祉審議会委員	日額 10,000円																																								
精神医療審査会委員	日額 <u>14,700円</u>																																								
区分	報酬の額																																								
教育委員会委員から民生委員推薦会委員まで（略）																																									
国民健康栄養調査員	日額 <u>9,210円</u>																																								
国民健康保険運営協議会委員	日額 10,000円																																								
老人ホーム入所判定委員会委員	日額 5,000円																																								
障害者施策推進協議会委員	日額 10,000円																																								
措置診察指定医	1回につき <u>13,594円</u>																																								
精神科病院実地指導審査医	日額 <u>24,251円</u>																																								
精神保健福祉審議会委員	日額 10,000円																																								
精神医療審査会委員	日額 <u>10,500円</u>																																								

自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員	日額 <u>12,631円</u>	自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員	日額 <u>12,594円</u>
以降（略）		以降（略）	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。